

第11回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会



内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

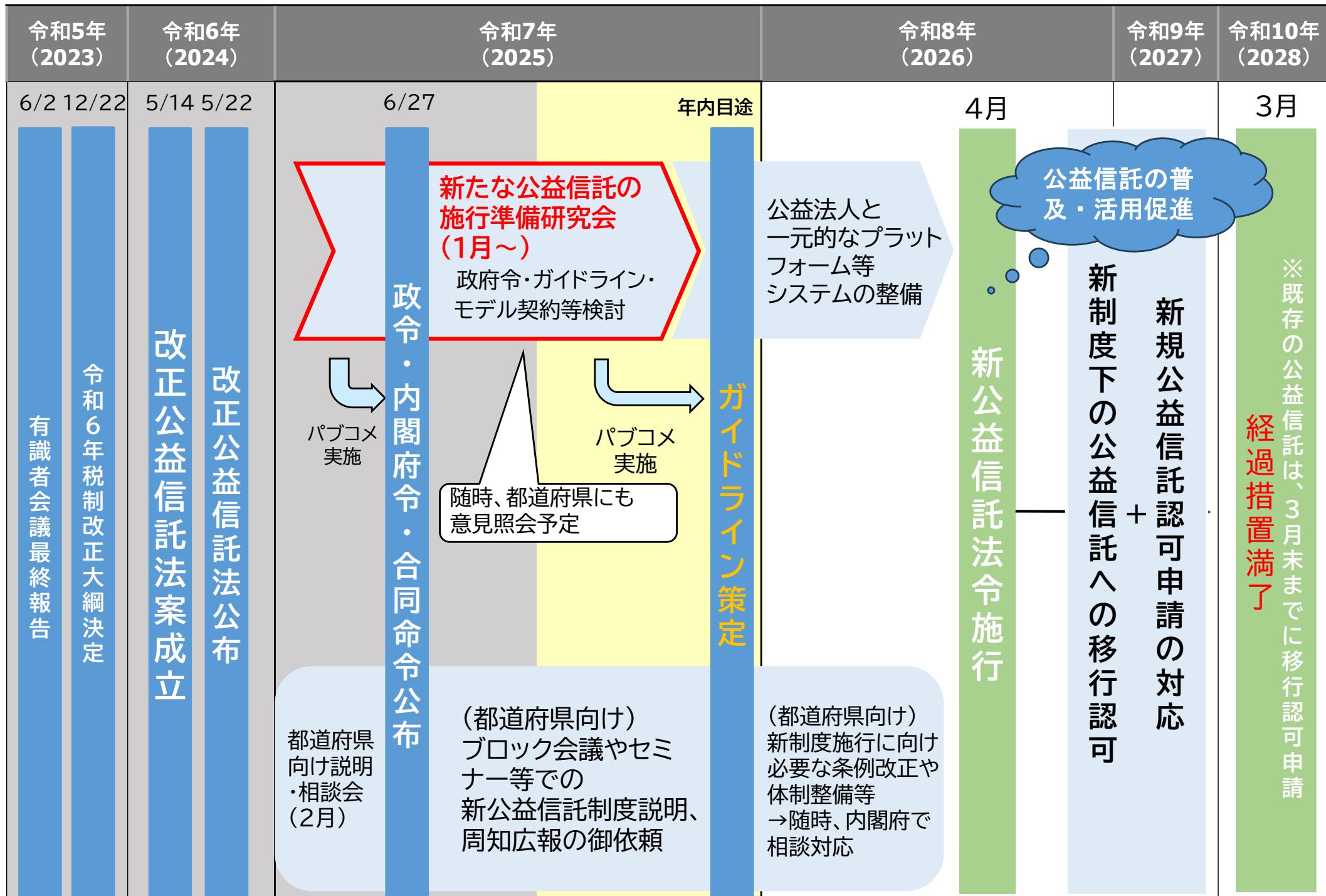
令和7年12月16日
内閣府公益認定等委員会事務局



目次

- | | |
|--------------------------|------|
| 1. 公益信託認可ガイドライン案 | P 6 |
| 2. 新公益信託制度の施行に向けた対応等について | P 8 |
| 3. 信託契約イメージについて | P 11 |
-

制度改革の現在地とこれから



公益信託ガイドライン/関係する資料のスケジュール

- ガイドライン以外にも、モデル契約書や公益信託制度の周知広報に努めてまいります。



公益信託ガイドライン決定までのスケジュール

第1回～第8回 (1～9月)

主な討議事項 政令府令の検討/モデル信託契約/ガイドライン案(各章)

ワークショップ（9月3日、19日、10月6日）の開催

第9回 (10月14日(火))

- ・ワークショップの結果及びこれまでの議論を踏まえた意見交換
- ・ガイドライン素案(イメージ(全体))の提示／意見交換

第10回 (11月4日(火))

- ・ガイドライン案(全体の2回目提示+様式集案)についての意見交換
→ ガイドライン案のパブリック・コメント開始

公益信託ガイドライン案パブリック・コメント（予定）
併せて、都道府県にも意見を募集

第11回 (12月16日(火))

- ・ガイドライン案について、パブリック・コメントを踏まえた修正版を提示し、**本日の議題**
内容面については研究会において取りまとめを目指す

年内に、公益認定等委員会の審議を経て決定・公表を予定

1. 公益信託認可ガイドライン案について
 - (1) パブリックコメントで寄せられた主な意見
 - (2) ガイドラインの主な修正点

パブリックコメント・都道府県への意見照会で寄せられた主なコメント

パブリックコメントでの主な意見等

(11/6~12/5実施、意見総数71件)

※個人39件、団体32件

- (特に小規模受託者にとっての) 参入障壁解消
 - ・ 申請書類作成の負担（申請書類や様式の簡素化、記載内容に関するガイダンス等）
 - ・ 財務規律等のルールの難易度
- 認可申請の予見可能性の向上、処理の迅速化（審査における判断基準の明確化）
- ガバナンス確保のための具体的な方法
(信託管理人の役割・業務内容、公益信託の規模や内容も踏まえたガバナンス水準の設定 等)
- 公益法人の設立や公益法人への寄附と比較した公益信託の特徴（メリット・留意点）の明確化
- 監督の実効性の確保
- 一元的な相談窓口の設置

都道府県への意見照会での主な意見等

(11/6~11/27実施、7都道府県から合計31件)

- 複数の行政庁が監督等を行う場合（信託銀行等で、行政庁が異なる公益信託を受託する場合）の具体的対応について教示を求めるもの
 - ・ 行政庁間での情報共有
 - ・ 立入検査等に関する行政庁間の連携（実施時期の調整等）
- 受託者が信託銀行以外に拡大されることへの対応
 - ・ 小規模法人のガバナンスが確保されるか
 - ・ 適切な事業運営・会計処理が確保されるか
 - ・ 適切な情報開示がなく事業運営状況等の把握が困難
- マネーロンダリング対策として、犯罪由来の資産で公益信託が設定されるリスクへの対応の明確化
- 全国的な問い合わせ窓口（コールセンター）

章別の意見数（パブコメ/都道府県）

	全体	第1章 (総則)	第2章 (公益事務該当性)	第3章 (認可基準)	第4章 (申請)	第5章 (財務規律等)	第6章 (監督)	第7章 (移行)	様式集
パブコメ	9	9	10	11	13	7	3	3	6
都道府県	3	1	0	2	4	4	16	1	0

2. 新公益信託制度の施行に向けた対応等について



新公益信託制度の施行まで残り4か月！
【公益の増進】【活力ある社会実現】と
いう公益信託法の目的が達成できるよう、
必要な検討と対応を行っていきます！

内閣府公益信託イメージキャラクター
「こうえきしんたくん」

新公益信託制度の施行に向けた対応等について（全般）

- 新制度施行前までに、都道府県/関心のある者等への説明会の開催/移行・新規認可の手引等の作成/申請システムを整備。FAQや契約書イメージも可能なものから順次作成・公表
- 新制度施行後、相談対応等を行うほか、定期提出書類の作成の手引等の作成、FAQ/契約書イメージを充実/運用状況を踏まえ、ガイドラインやシステムの継続的な見直し
- 施行前/後を問わず、新制度普及のための取組を進める。内閣府が主導してモデル事例の創出を図る。

説明会の開催等 (制度施行前)

- ・ ガイドラインに関する都道府県向け説明会（12月22日） ⇒ 都道府県における準備
- ・ 新公益信託制度の施行に向けた都道府県・既存受託者・新規希望者等向け説明会
(Ex, 令和8年1月～3月に全国6地域で制度説明会（セミナー）を開催)
- ・ 制度の普及/円滑な移行等の観点から、士業、中間支援組織、金融機関（信託口座の要請を含む。）等への働きかけ等を検討 要望に応じ、講師の派遣等を検討（制度施行後も継続）
⇒ 制度上の疑問点等は早期に解消を図り、国・地方を通じて共通の考え方で運用されることを目指し、説明会等の議論は、FAQや広報資料に随時反映

手引き・システム構築等 (制度施行前)

- ・ 申請（公益信託認可/移行認可）の手引きの作成・公表
- ・ 契約書イメージ（①特定資産公益信託、②株式配当助成型（外部委託））の作成・公表
- ・ 可能な範囲で、FAQや、受託者等に向けた分かりやすい資料（動画等を含む）を作成・公表
(※ 公益信託制度の施行を踏まえた「公益認定等ガイドラインの見直し」)
- ・ 申請システムの構築（公益法人制度で用いているシステム（POSS）の拡充で対応）
⇒ 令和8年2月（予定）にプレリリースを行い、関係者の意見を聴きつつ整備予定
電子申請のためのシステム的なマニュアルも整備予定

新公益信託制度の施行に向けた対応等について（施行後の取組）

手引き・システム等の継続的整備

- ・ 変更認可申請/変更届出の手引き、定期提出書類の手引き等の速やかな整備
- ・ 契約書イメージの整備・拡充（事業型の公益信託など）
- ・ FAQ/分かりやすい公表資料の整備
- ・ 標準処理期間の設定・公表等

透明性を確保しつつ、運用の継続的見直し

- ・ 国・都道府県で、共通の考え方の下、透明な運用が行われるよう、内閣府は判断内容等を積極的に公開・情報発信
- ・ 事例集の作成・公表／公益信託認可（移行認可を含む）事例の紹介・情報発信
⇒ 運用状況は、FAQや公表資料に随時反映
- ・ 内閣府は、制度の運用／運用見直しに当たり公益信託の関係者と継続的に対話。

制度普及 申請者・公益信託に興味がある者等への対応

- ・ 相談窓口等の整備
- ・ 内閣府ホームページの充実・YouTube動画の配信・「こうえきしんたくん」の活用
- ・ 金融機関や受託者候補団体を通じた新規案件の掘り起こし・モデル事例の創出や中間支援組織（コミュニティ財団等）との連携
- ・ 寄附文化全体の醸成など民間公益活性化に向けた法人/信託横断的な取組

制度見直し

- ・ 新制度の運用状況を踏まえ、ガイドラインやシステムは継続的に見直し
必要があれば、公益信託規則等の見直しも検討（「5年後見直し」を待たない。）
⇒ 法施行後五年を目途に見直し（衆議院・参議院の附帯決議）を踏まえた検討も実施

新公益信託制度の施行に向けた対応等について（ガイドラインへの意見を踏まえて）

○今後、モデル契約、FAQ、公表資料、ガイドラインの見直し等によって対応が必要と考えられる事項例
【パブリックコメント・都道府県への照会等で検討していく旨を回答事項】

全体/第1章 基本的事項（総則）	<ul style="list-style-type: none">・ 指定寄附や冠基金と公益信託の違い等の整理・ 軽量な公益信託についての一層の簡素化（申請書類の簡素化等）
第3章 公益信託認可基準等	<ul style="list-style-type: none">・ 営利企業が受託者となる場合の意思決定手続の在り方・ キャピタルゲインの獲得等を目的とする金融資産と公益目的保有財産の関係・ （安定/リスク）資産運用に当たっての留意すべき事項、受託者の義務
第4章 公益信託認可基準等	<ul style="list-style-type: none">・ 利益相反行為を行う「正当な理由」の具体例やその場合の信託概況報告への記載方法・ 公益信託成立のための手続きの流れを示すものを整理・ 任意団体が団体として公益信託の受託者となるための要件充足性の考え方・ 信託行為の具体的な記入例（Ex, 資産運用のリスクに応じてどこまで記載を求めるか）・ 受託者が複数いる場合の公益信託のモデル（職務分掌規定の例など）
第5章 公益信託の財務規律・ 情報開示・会計等	<ul style="list-style-type: none">・ 軽量な公益信託／管理費が信託報酬等のみの公益信託等の計算書類等の簡素化・ 公益事務の実績について測定/評価を記載する好事例・ 公益信託の事業費/管理費の区分や配賦基準等についての事例
第6章 監督	<ul style="list-style-type: none">・ 同一の受託者に対する複数都道府県からの立入検査時の在り方/その調整方法・ 外部からの情報提供があった場合の取扱い・ 受託者が公益法人である場合の立入検査の取扱い

新公益信託制度の施行に向けた対応等について

	12月	1月	2月	3月	4月以降
イベント	<p>▼ 研究会（12/16）</p> <p>▼ 都道府県説明会（12/22）</p>				▼ 制度施行
都道府県向け対応		<p>▼ ガイドライン決定・公表（12月末）</p>	<p>全国6か所での制度説明会（都道府県・金融機関等）</p>		<p>新規/移行認可等の照会・相談対応</p>
既存受託者向け対応			<p>信託協会等向け説明会（全体・個別相談会）</p>		<p>移行認可の照会・相談対応</p>
申請様式・手引の策定 システム構築			<p>申請様式・システム構築・申請手引の策定</p>		<p>システムプレリリース（行政庁、既存受託者等）</p>
制度普及に向けた取組				<p>新制度の周知広報・普及促進（新規案件の掘り起こし・モデル事例の創出等）</p>	

3. 信託契約イメージについて



信託契約イメージについて

- 公益信託における「信託契約イメージ」については、第1回及び第5回の研究会にて議論させて頂きましたが、その後、ガイドラインの作業・研究会での議論、ワークショップにおける参加者との意見交換等を経て、添付案の通りまとめています。
- 信託契約イメージに対して、いろいろなご意見を承っていることもあります。信託契約イメージの冒頭には、「一つの例」であり、本契約イメージのとおり記載されていなければ認可されないというものではないことやガイドラインと同じく、制度の運用状況を踏まえて、随時、見直しを行っていく旨を明記しています。

添付案の 主な特徴

- 網羅性が重要との行政庁の考えを踏まえ、幅広い規定を盛り込んでいること
- 可変的な部分を冒頭に「信託要綱」と言う形にまとめていること
- ガイドラインとの整合性を確保していること

今後について

- 具体的な事案を検討する中で、添付案に疑義が明らかになったような場合、随時、検討・修正していくことを想定していますので、情報提供等をお願いします。
- 関係者からのヒアリングにて一定のニーズが見込まれ、実現可能性が高いと考えられる株式配当活用型の信託契約イメージの作成を年度内に外部委託する予定です。ドラフトが完成した後、関係者にヒアリング等を行うことも検討しています。